

函館市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月8日

函館市長 大 泉 潤

### 函館市条例第42号

#### 函館市都市公園条例の一部を改正する条例

函館市都市公園条例（昭和33年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表4中「510」を「570」に、「790」を「870」に、「1,100」を「1,200」に、「460」を「510」に、「730」を「810」に、「1,000」を「1,100」に、「46」を「51」に、「910」を「1,000」に、

「

外径が0.07メートル未満のもの
------------------

19
----

」を

「

外径が0.07メートル未満のもの
------------------

21
----

」に、「27」を「30」に、

「41」を「45」に、「55」を「61」に、「82」を「91」に、

「110」を「120」に、

外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの
------------------------------

190
-----

」

を「

外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの
------------------------------

210
-----

」に、「270」を「300」

に、「550」を「610」に、「380」を「420」に、

占有面積1平方メートルにつき1日	19	を
------------------	----	---

占有面積1平方メートルにつき1日	18	に、
------------------	----	----

占有面積1平方メートルにつき1月	190	を
------------------	-----	---

占有面積1平方メートルにつき1月	180	に改める。
------------------	-----	-------

別表5 2の表中

梁川公園動力式ゴーカート	1台1周につき	60	を
--------------	---------	----	---

梁川公園動力式ゴーカート	1台1周につき	100	に
	回数券（1台1周券6枚つづり）	500	

改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表4の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る占有料について適用し、同日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。